

建設業許可を受けた皆様へ

建設業の許可を受けられた皆様にご案内しておいたことのうち、主なものを以下にまとめています。

必ずお読みいただき、内容を十分御確認の上、建設業法をはじめ関係法令の遵守に徹底して下さるよう、よろしくお願い致します。

なお、届出等の義務に違反した場合は、行政処分や刑罰が適用される場合もあり、
廃業せざるを得ない状況に追い込まれる可能性もございますのでご注意ください。

① 許可の更新

許可は5年ごとに更新を受けなければ効力を失います。(建設業法(以下「法」という。)第3条)許可の更新を受けようとするときは、許可通知書に記載の提出期限(有効期間満了の日の30日前)までに申請書を提出しなければなりません。
(法施行規則第5条)

(注意) ②, ③の変更届が提出されていない場合は、更新申請はできませんので、御留意ください。

② 許可事項の変更届

建設業の許可を受けた後は、様々な届出義務が課せられています。

許可を受けた後、許可申請書及び添付書類の記載内容のうち次の事項に変更があったときは、変更事由ごとに定められた期間内(①～⑧の場合は変更のあった日から30日以内、⑨～⑭の場合は変更のあった日から14日以内)に、変更届等を提出しなければなりません。(法第11条第1項、第4項、第5項)

(1)商号又は名称 (2)営業所の名称又は所在地並びに許可業種 (3)資本金額 (4)法人の役員等の氏名 (5)個人の事業主の氏名 (6)支配人の氏名 (7)営業所の新設又は廃止 (8)令第3条に規定する使用人の氏名、職名又は営業所の名称 (9)令第3条に規定する使用人の新規追加 (10)経營業務の管理責任者 (11)経營業務の管理責任者を直接補佐する者 (12)健康保険等の加入状況(既に提出した同様式の「保険加入の状況」に変更があった場合) (13)営業所技術者等(旧専任技術者) (14)欠格要件

③ 決算等の変更届

全業者毎年度必ず届出が必要です。

建設業許可を受けている全ての業者は、毎事業年度(決算期)終了後4か月以内に決算等の変更届を提出することが義務付けられています。

事業年度が終了したときは、事業年度終了時における次の①～⑨に掲げる書類を、各事業年度が終了してから4月以内に提出しなければなりません。(法第11条第2項)

また、許可申請書の記載事項のうち⑩～⑬に掲げる書類の記載事項に変更が生じたときは、その旨を上記書類と同時に届け出なければなりません。(法第11条第3項)

(1)工事経歴書 (2)直前3年の各事業年度における工事施工金額 (3)貸借対照表及び損益計算書 (4)株主資本等変動計算書及び注記表 (5)事業報告書(特例有限会社を除く) (6)附属明細表(小会社を除く) (7)法人税納付済額証明書(法人の大臣許可業者の場合) (8)所得税納付済額証明書(個人の大員許可業者の場合) (9)事業税納付済額証明書(知事許可業者の場合) (10)使用人数 (11)令第3条に規定する使用人の一覧表 (12)定款(決算期の変更) (13)健康保険等の加入状況(従業員数のみの変更の場合。既に提出した同様式の「保険加入の状況」に変更があった場合は「②許可事項の変更届」に該当)

④ 廃業等の届出

次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者が30日以内に建設業を廃止した旨の届出をしなければなりません。(法第12条)

なお、許可を受けた建設業のうちの一部の建設業を廃止(廃業)する場合も、届出が必要です。

- (1)建設業者が死亡したとき (2)法人が合併により消滅したとき (3)法人が破産手続開始の決定により解散したとき (4)法人が合併又は破産以外の事由で解散したとき (5)建設業を廃止(廃業)したとき

⑤ 経營業務の管理責任者及び営業所技術者等の設置

経營業務の管理責任者及び営業所技術者等の設置は許可要件のため、例えば、許可を取得した後に経營業務の管理責任者または営業所技術者等が退職や不慮の事故等により、後任が不在となった場合は、要件欠如で、許可の取消しの対象となります。このため、このような不在期間が生じないように、あらかじめ上記要件を満たす者を選任するなど、事前に準備しておくことが必要です。

⑥ 標識の掲示業務

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。(法第40条、法施行規則第25条)

※ 標識の規格等については、建設業法施行規則別記様式第28号及び第29号を参照ください。

⑦ 建設工事に関する遵守事項

- (1) 建設工事を一括して他人に下請負させてはなりません。(法第22条)
(2) 建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。(法第26条第1項)
(3) 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。(法第26条第3項)

(注意) 建設業者の営業所に常勤を要する経營業務の管理責任者や営業所技術者等(旧専任技術者)は、営業所から遠方の県外の工事現場や船舶、航空機での移動が必要な工事現場及び専任を要する工事現場(注)の主任技術者又は監理技術者になることはできません。

(注) 例外的に認められる場合もあります。(建設業法第26条の5)

⑧ 社会保険への加入 (適用除外事業所は除く。)

- (1) 社会保険への加入は建設業許可の要件になっています。
(2) 県が発注する建設工事においては、1次下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組を行っております。(H30.4.1 監理課通知)

⑨ 監督処分及び罰則

建設業法に違反したときは、次のような処分等が行われます。

- 監督処分 — 指示 営業停止 営業禁止 許可の取消
(法第28・29条、第29条の4)
- 罰 則 — 懲役 罰金 過料 (法第45条～55条)

(問い合わせ先) 鹿児島県 土木部 監理課

①～⑤については、建設業許可係 099-286-3490

⑥～⑨については、入札・指導係 099-286-3498

各種申請書様式や改正内容等の情報については、鹿児島県のホームページ(「事業者の方々」→「社会基盤(土地・建設業)」)に掲載しています。